

〔判例研究〕

商法 12 条の「正当ノ事由」を認めなかった事例

(東京地判昭和 61 年 8 月 7 日 判例時報 1232 号 144 頁)

川 島 いづみ

〔事 実〕

被告 Y は、ビルの賃貸などを目的とする株式会社であるが、昭和 53 年 10 月 28 日に原告である有限会社 X に銀座のビルの一部（以下本件建物部分という）を賃貸し、X から保証金 1210 万円を受領した。

原告 X の代表者 A は、この賃借部分でクラブを経営していたが、その後、昭和 54 年頃から X の経理事務の処理を依頼していた税理士の B に対し、運転資金の借入れを依頼した。そこで、実質的には B の経営する会社であるが、B の事務員である D が代表取締役となっている株式会社 C が、X に対し、昭和 55 年秋に 200 万円、さらに昭和 56 年 3 月 3 日に 300 万円を貸付けた。

B は、上記 500 万円の貸金の担保として、A に対し、本件建物部分についての賃貸借上の権利を C 会社に売渡担保として譲渡すること、ならびに A は X の取締役を辞任し、A が有する X の持分をすべて C 会社に譲渡することを要求し、A はこれを承認した。そして、昭和 56 年 3 月 3 日、B と A との間で、上記のような内容の売渡担保契約が締結され、同日、A が X の取締役を辞任し、D が X の取締役に選任された旨の取締役変更の登記がなされた。

ところが、A は、同年 3 月 31 日、X の取締役であるとして、Y との間で本件建物部分の賃貸借契約を同年 4 月 20 日をもって解約することを合意し、4 月 20 日に本件建物部分を明渡し Y から保証金 1210 万円の返還を受けた。なお、A は、上記 3 月 31 日に X の印鑑証明書を Y に交付しているが、この証明書は、同年 2 月 21 日発行のもので、X の取締役は A とされている。また A は、上記 3 月 31 日および 4 月 20 日にも、なおこの代表者印を所持していたものと認められる。

そこで、X は、A のした上記合意解約はこれを追認するが、保証金の受領につ

いては追認しないと主張して、Y に対し保証金の返還を請求して本訴を提起した。これに対して Y は、本件の場合に登記事項の調査を求めることは無理を強いることであり、取引通念に反するから、Y には商法 12 条にいう正当の事由があると争った。なお、現在の X の代表者は、税理士の B である。

〔判 旨〕 認 容

本件裁判所は、昭和 56 年 3 月 3 日に、A が X の取締役を辞任し、D が X の取締役に就任したこと、同日その旨の登記がなされたこと、そして A は Y から保証金の返還を受けた当時すでに X の代表者ではなかったことを認めたとえ、本件が商法 12 条の正当事由に該当するか否かにつき、次のように判示した。

「商法 12 条にいう正当の事由とは、交通・通信の杜絶、登記簿の滅失・汚損のような登記を知ろうとしても知るできない客観的障碍事由をいうものと解するのが相当である。

A の取締役辞任の登記がされた登記簿は昭和 56 年 3 月 3 日の数日後には閲覧することが可能であったものと推認され、本件合意解約（3 月 31 日）あるいは保証金の返還（4 月 20 日）の時期までには相当の日数を経過しているのであるから、本件においては右の正当の事由があるということではできない。

もっとも、商業登記に優越するような外観ないし特別事情の存在するときもまた正当事由がある場合に該ると解する余地がないではない。

しかし、商業登記は、商人の営業上の事項を公示して集団的な営業活動につき、その円滑と安全とを保持する制度であり、商法 12 条の定めは、商人の取引活動が一般私人の場合に比し大量的、反復的に行われ、一方これに利害関係をもつ第三者も不特定多数の広い範囲の者に及ぶことから、商人と第三者の利害の調整を図るために、一般私法である民法とは別に特に登記に同条所定の効力を賦与し、個別的な通知等をしなくても登記事項を第三者に対抗できることが必要であり、またこれを相当とするの趣旨に基づくものである。したがって、商法 12 条の正当の事由は、客観的障碍事由に限るとすることについての例外をあまりに広範に認めることは、そもそも商業登記制度が設けられた目的ないし商法 12 条の定められた立法趣旨を没却することになるのであって、にわかに賛同することができない。」

そして、本件裁判所は、A が昭和 56 年 2 月 12 日付の X の印鑑証明書を提出し、3 月 31 日および 4 月 20 日にもこの代表者印を所持していたものと認められること

に言及し、この事実だけでは直ちに登記に優越する外観ないし特別事情があるものと解することはできないとし、また他にそのような外観ないし特別事情が存在したとも認められないとして、結局、「商法 12 条にいう正当事由の範囲を客観的障害事由に限定せず、これを若干緩和するとしても、本件においては正当事由があるということとはできない。」と判示した。

〔研究〕

1 商法 12 条は、商業登記の一般的効力に関する規定であるが、その後段によれば、登記すべき事項は登記・公告（ただし、昭和 24 年法律 137 号「法務局及び地方方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律」附則 10 項により、登記の時に登記及び公告があったものとみなされる）の後といえども、正当の事由によってこれを知らない第三者に対しては対抗することができないとされる。したがって、登記事項が登記された後は、正当の事由によってこれを知らない第三者を除いて、これを知る者も知らぬ者も一様に登記された事項どおりの扱いを受け入れなければならないことになる。このような後段の規定が設けられた趣旨は、これにより間接的に、第三者に登記簿の調査を促す点にあると解するのが一般であり、この趣旨を徹底し、後段の正当事由についても、登記を知ろうとしても知りえない客観的障害に限るとして、厳格に解釈するのが通説・判例である。しかし、学説においては、登記に優越する事情や外観がある場合をも正当事由に含める見解をはじめとして、正当事由を弾力的に解釈しようとするいくつかの見解が存在しており、下級審の裁判例にもこれに従ったとみられるものがある。本判決は、正当事由を弾力的に解する余地もないではないとしながらも、商法 12 条の正当事由を客観的障害事由以外にも広く認めることには賛成しがたいとしており、結果的には厳格説に近い立場をとるものと受け取られる。

2 この問題について、判例は厳格説をとっているが、緩和説によったとみられるものも若干存在する。厳格説によるものとしては、東京地裁昭和 25 年 7 月 24 日判決（下民集 1 巻 7 号 1132 頁）や東京高裁昭和 41 年 6 月 29 日判決（東京高民時報 17 巻 6 号 129 頁）がある。たとえば、昭和 41 年の東京高裁判決は、「商業登記簿は一般に公開され、何人でもこれを閲覧することにより登記事項を知ることができるのであるから、右にいう正当の事由とは、客観的障碍たとえば交通杜絶等その他社会通念上是認できる障碍により商業登記簿の調査をなすことができず、または登記

簿の滅失汚損等によりこれを調査しても、その登記事項を知ることができないような事由をいう……。」とし、第三者の主観的事由は12条の正当事由にあたらぬ旨を明言している。

これに対し、昭和53年2月24日の東京地裁判決（判例時報906号91頁）は、「右『正当の事由』を交通杜絶、登記簿の滅失等の客観的障害ある場合にのみ限定するのは、当を得ないものというべく、右公示力の認められた所以と、商事における外観保護の制度（商法14条、42条、262条など）又は信義則等を対比考察してみると、右登記に優越するような外観ないし特別事情の存するときもまた右正当事由の存する場合に該る」と解しており、後述の正当事由弾力化説によつたものとみられている。この判決とは多少ニュアンスを異にするが、大阪高裁昭和52年3月30日判決（判例時報862号82頁）も、12条所定の正当事由とは、客観的障害のほかは、「正常に毎日のように手形取引を繰り返していたような場合で、しかも突然代表者の交代の変更登記がなされたというような特段の事由（相手方に改めて登記の調査を要求することが無理な場合等）が存した場合のみをい」うとして、厳格説よりは若干緩和的な解釈をとっていた。そして、この事件の上告審判決である最高裁昭和52年12月23日判決（判例時報880号78頁）も、甲による本件手形の振出が、甲につき被上告人会社の代表取締役資格喪失および取締役退任の登記がなされ登記簿の閲覧が可能になったときから約1カ月後になされたことを述べ、そうした事実関係のもとでは、本件手形の受取人乙が甲の代表資格喪失を知らなかったことにつき商法12条の正当事由があるものとはいえないとした原審の判断は、正当として是認できるとしていた。

3 商法12条の正当事由に関する学説は、大別すれば厳格説と緩和説とに分けられるが、12条の解釈をめぐる、そのよつて立つところは様々である。

まず、厳格説は、12条の正当事由を、登記を知ろうとしても知りえない客観的障害、すなわち交通・通信の杜絶や登記簿の滅失・汚損などに限定する見解であり、学説における通説となっている（西原寛一・日本商法論I 291頁、大隅健一郎・商法総則（新版）279頁、田中誠二・全訂商法総則詳論437頁、鴻常夫・商法総則〔補正第二版〕221頁、神崎克郎・商法総則商行為法通論72頁、木内宜彦・企業法総論176頁、前田庸・ジュリスト昭和49年度重要判例解説91頁、竹内昭夫「判批」ジュリスト750号157頁など）。

厳格説をとる学説は、12条後段についての理論構成では、悪意擬制説に立つて

いる。悪意擬制説は、竹田省博士の論文「商業登記の効力」（竹田省・商法の理論と解釈に所収）を嚆矢とするもので、その後 12 条後段を理解するについての支配的見解となった。竹田説によれば、登記公告が登記事項を第三者に知らせる目的を有するにすぎないとすれば、登記公告の後といえど第三者が善意である限り登記公告の効力は及ばないところであるが、法律は、登記公告に対する公の手續を定めて第三者の接触を担保し、登記当事者もそのなすべき手段を尽した以上むしろ登記当事者の利益を保護すべきものとし、第三者は必ずこれにつき登記事項を探知すべき義務を負い、この探知義務を怠って登記事項を知らないときは、なお第三者が善意であっても正当な事由のない限り登記事項を対抗されることになる。登記事項は本来悪意の第三者に対してのみ対抗しうべきであるのが法律の前提とするところであるが、この場合は法律上の説明として第三者が善意である範囲においては悪意を擬制するものに外ならない、と理解された（竹田・前掲書 17—18 頁）。そして、正当の事由とは、第三者が、その負担する登記公告に対する探知義務を尽すにつき相当の注意を用いても登記事項を知りえないことをいい、探知をなすこと自体が取引上相当なりや否やは問題とならないものと解された（竹田・前掲書 17 頁）。ここから、第三者の探知義務を絶対的なものととらえ、この義務の免除が許される正当の事由は客観的障害に限られるとする厳格説が導き出されることになる。もっとも、竹田博士自身は、「客観的に第三者の身外に存する事由、例へば運輸通信の杜絶等の場合のみならず、主観的に第三者の一身に存する事由、例へば疾病・不在の如きも相當の注意を用ひて此探知義務を盡したるものと見るべき場合は、總て正當なる事由に因るものと云ふことを得」としていた（竹田・前掲書 18—19 頁）。

ところで、通説である厳格説においては、問題の解決がすべて上述のような探知義務と正当事由についての解釈によって図られているかといえ、けしてそうではない。たとえば、商法 262 条の表見代表取締役の要件をみたすような事実関係のもとでは、第三者はたとえ正当の事由なしに登記簿を見ていなくとも、保護されることになる。そのような結論を理由づける説明としては、いくつかの見解が主張されているが、それらの中で多数説となっているのは、262 条は 12 条の例外をなすとする例外規定説である（星川長七「表見代表取締役の手形行為」手形研究 60 号 9 頁、龍田節「判批」民商法雑誌 57 卷 5 号 823—824 頁、布村勇二「判批」民商法雑誌 61 卷 5 号 825 頁など）。もっとも、262 条についていえば、通説・判例により、その適用範囲は本来の射程を越えて拡大されてきており（取締役ではない使用人につき最判昭和

35年10月14日民集14巻12号2499頁、共同代表取締役の一人が勝手になした単独代表行為につき最判昭和42年4月28日民集21巻3号796頁、最判昭和43年12月24日判例時報546号87頁）、原則と例外という位置づけが説明として適切かどうかには疑問がなくもない。例外規定説以外では、262条は商業登記制度とは異なる次元において会社の表見責任を定めたものであるとする異次元説（山口幸五郎・新版注釈会社法（6）184頁、蓮井良憲「判批」法律のひろば18巻6号21頁）や、12条の効力は登記事項たる事実と登記とが一致する範囲・限度において生ずるとする異対象説（米沢明「共同代表取締役と表見代表取締役」企業と法・上187頁、同「商業登記の効力と表見責任——商法12条と商法262条との関係を中心として——」法と政治29巻3・4号1頁、結果同旨、加藤良三「表見代表取締役制度と登記の一般的効力の及ぶ範囲について——商法262条と12条との関係——」南山法学5巻4号11頁）、あるいは、登記の効力は登記簿に記載された事項についてのみしか生じないと解し、たとえばAが代表取締役と登記されていることをもって、Bが代表取締役として選任されていることまでを排除するものでなく、Bが代表取締役であると信頼することを12条は排除するものではないとする見解（木内宜彦・商法（総則商行為）判例百選（第二版）29頁、大塚龍児「商業登記（および公告）の対抗力について」八十年代商事法の諸相220頁、なお、浜田道代「商業登記制度と外観信頼保護規定」民商法雑誌81巻1号83—89頁）など、12条と262条ないしは外観保護規定とはその守備範囲を異にするとして、両者の重複が生じる事態を回避する一群の見解が存在する。

これらの見解においては、12条については通説的解釈を維持しながら、262条ないしは外観保護規定を弾力的に適用することにより、第三者の保護が図られており、実質的には、従来考えられていた12条の適用範囲や効力を縮小する結果になっている。こうした解釈態度の基礎には、経済社会の発展による取引量の増大や取引先の拡大等から、取引の都度登記簿の調査を要求することが経済の実情にそぐわなくなってきたとの意識がある。そして、このような問題意識を、12条自体の解釈を再検討することなく、262条等の運用により解決しようとしたのは、後述の正当事由緩和説に対する批判として主張されているように、正当事由を緩和的に解釈するとすれば、その範囲を限界づけることがむずかしく、要件が曖昧なものとなって、12条の意義を失わせるおそれがあること（木内・前掲百選29頁）、また、12条後段を悪意擬制説により理解した場合、第三者の負う登記公告の探知義務は絶対的なものであると考えられたこと（浜田・前掲80巻6号23頁）などによるかと思われる。

る。しかし、これらの立場によれば、結局、権限を有するとの外観が存する限り、第三者はこれを信頼していれば保護されることになり、外観から権限の存否に疑問をもった場合に、取引相手を調査する手段として登記を利用すれば足りることになる。かくして登記は、原則として見るべきものから、取引相手に疑義のある場合に見るべきものへと、実態において変更されることになる。12条については、第三者に探知義務を課し正当事由の厳格解釈をとりながら、実態においてこのような態度を認容することが、はたして妥当であろうか。しかも、判例・多数説によれば、12条と民法 112条との関係では12条が優先するとされるので（最判昭和49年3月22日民集28巻2号368頁）、第三者は、その信頼した外観が262条の要件をみたせば保護され、民法 112条の要件をみたしたのでは保護されないことになるが、これは第三者の関知しえないことであろう。262条の射程が拡大され、その適用の限界が曖昧になっていく傾向からしても、第三者の保護される範囲は不明になるように思われるし、また他方では、民法上の外観保護規定や一般外観法理の適用が12条により排斥されることは、衡平を欠き、合理的な根拠が乏しいように思われる。

4 以上の厳格説に対し、前述の、取引の都度登記簿を調査することを要求するのは経済の実情にそぐわなくなったという問題を、12条の解釈によって解決しようとするのが緩和説である。もっとも、緩和説といっても、その内容は一様ではなく、12条について様々な理解をする学説から主張されているが、正当事由として何を勘案するかという視点から、これを大別することができるであろう。

まず第一に、登記に優越すると認められる事情や外観が存在するときは、それは正当事由に該とする立場がある。この立場の特徴は、正当事由に本人の帰責事由を導入した点にある。この立場をとる学説の一つである服部説（正当事由弾力化説）は、「当事者が登記と矛盾するような外観ないし表見的事実を故意または過失によって作り出した場合」や、さらに「たとえば取引の折衝中に突然会社の代表者が解任され、解任登記直後にその代表者との間に取引が成立した場合」のように、「登記に優越する事情や外観が存在する場合には、正当の事由に該当する」とされる（服部栄三・商法総則（第二版）486頁）。もともとこの説は、12条について通説と異なる立場をとり、登記事項は、登記なしに事実をもって善意者に対抗しうるといふ、非登記事項の有する対抗力を制限されており、登記によってその制限が解かれ非登記事項と同じ対抗力に復帰する、と解している。そして、12条と262条とは外観保護という点で同一次元にあり、登記という外観と名称使用という外観のう

ち、より強い外観である後者を優先すべきであると説くのである。服部説と同じ出発点から12条を説明しようとする見解には新異次元説（浜田・前掲81巻2号33頁以下）もあるが、いずれにおいても12条後段の説明には、曖昧さが残るように思われる。登記に優越するような事情や外観を正当事由に含める見解には、他にもいくつかの有力説があり、12条について通説と異なる理解をする立場からばかりでなく（喜多良裕「判批」判例評論190号159—161頁）、悪意擬制説をとる立場からも主張されている（野津務・新会社法232頁、塩田親文「判批」民商法雑誌72巻3号119頁、加藤勝郎「表見代表取締役と商業登記——商法12条との関係——」現代商法学の課題下1294頁）。

これらの見解に対しては、通説からつぎのような批判がある。すなわち、第一に、12条の正当事由の範囲が曖昧となり、その結果12条の意義、ひいては商業登記制度自体の意義を否定することになりかねないこと（前田・前掲91頁、竹内・前掲157頁、木内・前掲百選29頁）、第二に、42条や262条の要件として定められている外観的事由の存在をもって12条の正当事由として把握することは法規のあり方からして問題であること（木内・前掲百選29頁）、第三に、とくに12条について通説と異なる解釈をとる見解に対して、そのような理論構成によって外観保護規定の適用が左右されることになるわけではない以上、あえて12条につきそのような理論構成をとる必要もないこと（竹内・前掲157頁）などである。これらの批判の中で重要であると思われるのは、12条の正当事由は、法文からみてもあくまで第三者側の事由であり、本人の帰責性を含むものとしてとらえるのは困難であるということである。とりわけ、12条について通説的理解に従うとすれば、第三者は登記事項の探知義務を負い、この義務を免れうるのが正当事由に該する場合ということであるので、本人の側の帰責性をここに導入することは一層むずかしくなると考えられる。

これに対し、緩和説の中には、正当事由はあくまで第三者の側の事情により判断しつつ、客観的障害に加えて、登記簿を調査することが要求ないしは期待できない事情をも含むと解する立場も存在する。この立場は、さらに、その根拠をどこに求めるかという点から、二分することができる。その一は、現在公告がなされていない以上、登記の対抗力を強く認めることは適当でないとの考えに基づくと思われるものである。たとえば、「現在は公告は行われず登記の時に公告があったものと見做されているから、登記当事者と継続的取引関係にあった第三者は、退任登記直後

の取引に関しては商法 12 条の正当の事由による退任の不知の主張が許されることがより多くありうる。」とされる見解（大塚・前掲 227 頁）などが端的なものであるが、継続的取引の途中で突然に代表取締役の退任登記がなされたような場合には「正当ノ事由」に準じて取扱うべきであろうとする説（米沢・前掲企業と法 201 頁、同・前掲法と政治 16 頁）や、その取引に関して一旦登記を調べたが取引当日までの短時日の間に登記が変更されたときは、客観的障害に準じて「正当ノ事由」があるというよとする説（田尾桃二「判批」法曹時報 27 巻 5 号 148 頁）も、同一の考慮によるものかと思われる。先に挙げた大阪高裁昭和 52 年 3 月 30 日判決や最高裁昭和 52 年 12 月 23 日判決も、同じ趣旨によるものではないかと受け取られる。上記の学説は、12 条について悪意擬制説に立つものであるが、12 条自体が要求する公告が現在行われていないことからして、その主張には十分な根拠があるといえよう。ただし、これによって正当事由が拡張されるのは、きわめて限られた場合だけであって、実質的には厳格説との間にさほどの相違はないといえる。そのため、このような正当事由の拡張を主張しつつ、さらに例外規定説や異対象説などにより、262 条等をも活用し、あるいは信義則や権利濫用による補強を加えて、第三者の保護が図られることになる。つまり、公告が行われていないことを理由とする正当事由の拡張だけでは、取引の都度登記簿の調査を要求することが経済の実情にそぐわなくなってきたという問題の解決には不十分であるということであろう。

その二は、12 条の正当事由に登記簿の調査を客観的に要求しないしは期待できない事情を含める見解のうち、その根拠を公告が行われていないことに求めるのではない見解である。ここには、手形行為につき、手形の流通性からいって、それ自体悪意の擬制を排除する客観的事由に含まれるとする説があり（酒巻俊雄・取締役の責任と会社支配 103 頁）、また、商法 12 条の正当の事由は従来のように厳しく解すべきではないが、あくまで登記簿を見なかったことがやむを得ないかどうかという観点から具体的妥当性を求めるべきであるとして、代表権喪失の登記が継続的取引の最中になされた場合は正当の事由が認められるべきであろうとする説がある（上村達男「判批」法律のひろば 28 巻 1 号 80 頁）。後者の説において、登記簿を見なかったことがやむを得ないという判断が、どのような場合にくだされるのかは必ずしも明らかでないが、取引の実態や会社の規模、当事者相互の関係などが考慮されるものと考えられる。ここに挙げた説に共通することは、262 条について通説より厳格な解釈をとることであり（酒巻・前掲書 109 頁、上村「判批」法律のひろば 31 巻 3 号

69頁以下）、その点からも、正当事由を緩和することにより、ある程度の保護を第三者に提供することが必要になるわけでもあるが、第三者に登記を見ることを要求する範囲は、他の諸説に比べれば依然として広いといえる。これは、12条についての表層的な解釈としてではなく、基本的な解釈の姿勢として登記は見るべきものであるとの位置づけがなされているからであり、その意味では、素直な見解であるといえないこともない。やはり登記は原則として見るべきものであり、見なかったことを許される事由は、第三者の関知しうる、第三者の側の事情により判断されるべきではなかろうか。そして、12条の文言解釈からいえば、正当事由を厳格に解釈しなければならない必要性が必ずしもない以上、正当事由の緩和により12条を機能させることで問題の解決が図られるべきではないかと考えられる。現在の通説の見解にしたがう限り、第三者は多くの場合に登記簿を見ないことを許容されながら、思わぬ所で12条を適用され、本件のように保護を否定されざるをえないことになる。

5 本件は、すでに登記簿上もXの代表者ではなくなっていたAが、X・Y間の賃貸借契約を解約し、保証金の返還を受けてしまった事件であるが、裁判所は、12条の正当事由があるとのYの主張を排斥し、Xの保証金返還請求を認容した。Yの側では、商法262条や民法109条などの適用を主張しておらず、もっぱら12条の正当事由の有無が争点となった。裁判所は、判決のなかで、「商業登記に優越するような外観ないし特別事情の存在するときもまた正当事由がある場合に該と解する余地がないではない」という慎重な表現により、昭和53年の東京地裁判決を必ずしも否定するものではないことを示唆しているが、全体としては昭和53年判決よりもずっと厳格説に近づいている印象を受ける。いずれにしても、正当事由に登記に優越するような外観等を含めることにも、また厳格説を維持することにも、前述のように疑問をもつものであるので、理論的には賛成しがたい判決ということになる。

では、結果の妥当性という点ではどうであろうか。この点については、AがXの印鑑証明書を提出したこと、解約申込および保証金受領の時点でこの代表者印を所持していたと認められること、そしてビル等の賃貸業における取引慣行が重要なポイントになると思われる。本判決は、印鑑証明書と代表者印のことに言及して、登記に優越する外観ないし特別事情があるものと解することはできないとしており、これは、たとえ商法262条等の適用を主張していたとしてもYは保護されな

かったであろうということに他ならない。おそらく、262 条についてきわめて拡張的な解釈をとる見解によらない限り、Y が保護される可能性は少ないであろう。この業界における取引慣行等について知識を有するものではないが、本件は、契約期間途中における申込による解約であり、継続的取引の途中における代表者の交替等とは若干事情を異にすることから、Y に対して酷なようでもあるが、やむを得ない結果であったのではないかと思われる。